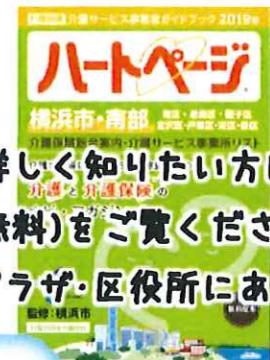


★介護保険とは？★

介護を必要とする人を国全体でサポートするために始まった制度。原則40歳以上のすべての人が納める介護保険料などから、認定を受けた要支援者・要介護者に支援を行ないます。介護保険証は65歳になると全ての人に区役所より住民票の記載のある住所に届きます。介護保険証はそのまま持っていても申請し認定を受けないと使えません。

(2019年10月現在)



もっと詳しく知りたい方はハートページ
(無料)をご覧ください。
ケアプラザ・区役所にあります。

★介護保険利用までの流れ★

申請してから結果が自宅に届くまでの目安は1ヶ月半程かかっています。

認定結果後、包括支援センターに一報ください。

申請



区役所、ケアプラザで申請できます。ご希望の方にはご自宅までケアプラザ職員が伺う事もできます。

訪問調査・主治医意見書



本人の状態をよく知るために、調査員が自宅を訪問します。主治医に意見書を書いてもらいます。意見書は自宅に送られてきます。ご自身又はご家族で病院に提出していただきます。

審査・判定



調査と意見書を元に判定し、審査会で介護度が決定します。

結果通知



自宅に認定通知結果と新しい介護保険証が簡易書留で送られます。

ケアマネジャーの決定と契約



担当となったケアマネジャーと具体的なサービス利用について話し合い、ケアプランを作成します。ケアマネジャーは包括支援センターで紹介可能です。

サービス利用開始



サービス事業所と契約し心身の状況に合わせたサービスの利用開始となります。

★主治医とは★

介護が必要な状態となった直接の原因である病気を治療している医師や、かかりつけの医師など、本人の心身の状態を理解している医師のこと。
(鍼灸師は医師ではないので主治医ではありません)



★訪問調査とは★

「片足立ちができるか」「握まらずに起き上がるか」など、あらかじめ決められた項目にしたがって調査員が質問、確認します。



★ケアマネジャー(介護支援専門員)とは★

ケアマネジャーとは、支援が必要な人やその家族と、介護サービス等を提供する施設や事業所とをつなぐ役割を持っています。介護保険サービスを利用する場合はケアマネジャーのケアプラン作成が必要になります。ケアマネジャーへの支払いは全て介護保険により賄われているので利用者の自己負担はありません。

本人と家族の希望を確認



計画書作成(ケアプラン)



サービス業者と連絡調整



★介護が必要になった主な理由★



介護保険は誰でもすぐに利用できるものではありません。年齢や病気などによって生活に不自由が生じ、介護が必要な状態になった場合に申請します。

★医療保険と介護保険の違い★

- ★医療保険は病気やケガをし受診時に利用する保険。
- ★介護保険は介護認定を受けた時に利用できる自立した日常生活を営むことをサポートする保険。



起きた骨折の治療は医療保険で設置した。布団の横に手すりを